

第二次豊島区再犯防止推進計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 2 月

豊島区

第二次豊島区再犯防止推進計画の策定にあたって

区内における刑法犯の認知件数は、長期的にみると減少傾向にあります。その検挙人員に占める再犯者の割合は約 5 割で推移しており、再犯防止に向けたさらなる取り組みが求められています。

犯罪のない、安全で誰もが安心して暮らせるまちづくりにおいて、犯罪を未然に防ぐことはもとより、「生きづらさ」を抱えている犯罪や非行をした人たちを社会全体で支え、円滑な社会復帰を後押しする「誰ひとり取り残さない」地域社会を実現していくことが重要です。

本区では、区、区民のほか、警察等の行政機関が一体となって、犯罪防止と良好な生活環境の形成を図る目的で設置された生活安全協議会の中に、豊島区保護司会や豊島区更生保護女性会等の再犯防止と密接な関係にある団体等で構成された再犯防止推進部会を設置し、令和 2 年 1 月、「豊島区再犯防止推進計画」を策定しておりますが、これらのさらなる充実と深化を図るため、この度、第二次豊島区再犯防止推進計画を策定しました。

今後、区、保護司会、更生保護団体等との連携をさらに強化するとともに、再犯防止を図る取り組みを全庁横断的かつ計画的に推進して、区民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、罪を犯してしまった人たちが決して同じ過ちを繰り返すことなく、責任ある社会の一員として受け入れられる環境づくりを進め、一人ひとりが主役となる安全・安心なまちを実現いたします。

最後に、計画の策定にあたりご尽力いただいた皆様をはじめ、ご意見をお寄せくださいました団体、区民の皆様に厚く御礼申し上げます。

今後とも再犯防止に向けた取り組みに一層のご理解、ご協力をお願いいたします。



令和 7 年 2 月

豊島区長

高階 みゆき

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されたことを受け、豊島区では再犯防止推進部会を立上げ、国や東京都が策定した再犯防止推進計画を勘案し、令和2年1月に、計画期間を5年とする「第1次豊島区再犯防止推進計画」を特別区で2番目という早さで策定いたしました。これも一重に、「オールとしま」で行政職員の皆さんだけではなく、安全・安心なまちづくりのために活動する地域の方や、更生保護活動を実践している民間団体の皆さんが検討の場に参加していただき推進した成果の賜物であります。

犯罪白書によりますと、初犯者の件数は減少傾向にあるものの、再犯者率は、全国的な状況と同様、依然として、高止まりしている傾向が続いていることから、豊島区における第2次計画の必要性を高際区長にお伝えしてまいりましたところ、ご快諾いただき、この度第2次計画の策定を迎えることができました。

豊島区は、更生保護活動の拠点である「更生保護サポートセンター」を、池袋駅近くで利便性が良く、区的生活福祉課や豊島区民社会福祉協議会と同じ施設内という、好条件の場所に設置しており、平成28年開設以来、充実した更生保護活動が行えております。また、当センターにおいて、処遇面接、薬物再乱用防止プログラムの実施、事例研究活動、更生保護関係団体の会議など、幅広い活動が行われています。今まで守秘義務の影響により認知されにくかった保護司や保護司会が、地域の中で認知される好機であると考え、引き続き再犯防止の推進を図ってまいりたいと存じます。

本計画には、再犯防止に資する事業として、約90事業が掲載されており、更生保護活動のために大変役立つ冊子になっています。また、掲載されている事業の中には、就労、居住等の支援に関する事業もあり、犯罪や非行に陥ってしまった方のためだけではなく、生活に困難を抱えている方を支援する際のガイドラインとしてもご活用いただける内容となっております。「第2次豊島区再犯防止推進計画」が、地域での見守りや支援を実践する際の一助になることを願っております。



令和7年2月

再犯防止推進部会委員長

豊島区保護司会会長

山元 俊一

目次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の背景	1
(1) 国におけるこれまでの再犯防止に向けた取組	1
(2) 国における第二次推進計画策定の経緯	2
(3) 東京都における再犯防止推進計画の策定	3
3. 計画の基本的な考え方	4
(1) 豊島区における第二次再犯防止推進計画策定に向けた現状と課題	4
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の期間	5
(4) 取組方針	5
(5) 計画の推進体制	5
4. 具体的な取組	6
(1) 就労・住居の確保等のための取組	6
(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組	11
(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	17
(4) 民間協力者等の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取組	20
(5) 安全・安心なまちづくりへの取組	23
参考資料	25
1 全国の状況	26
2 豊島区の状況	28
3 関係法令および国・東京都の再犯防止推進計画（概要）	30
4 検討経過	34

1. 計画策定の趣旨

全国における刑法犯認知件数は平成 14 年をピークに減少する一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は一貫して上昇し続けています。こうした背景を踏まえ、安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から再犯防止対策を推進する必要性と重要性が指摘され、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されました。同法では、再犯防止に関する基本理念を明確にするとともに、国や地方公共団体の責務について明記しています。また、地域における再犯防止の取組を円滑に進めるため、第 8 条において、「都道府県及び市町村は、再犯防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定しています。同法を受け、国、東京都では、再犯防止推進計画を策定しました。

豊島区においては、全国の傾向と同じく、刑法犯認知件数は減少傾向にある一方、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は 50%前後を推移していたことから、国や東京都が策定した計画を勘案し、令和 2 年度に計画期間を 5 年とする豊島区再犯防止推進計画を策定しました。しかし、再犯者率は、依然として高止まりしている状況が全国的に続いており、平成 14 年以降減少傾向にあった全国の刑法犯認知件数は令和 4 年度に増加に転じました。これらの状況を踏まえ、豊島区では、計画期間満了に伴い、引き続き再犯防止の推進を図るため、区の現状と課題を踏まえ、豊島区第二次再犯防止推進計画を策定します。

2. 計画の背景

（1）国におけるこれまでの再犯防止に向けた取組

我が国の刑法犯の認知件数は、戦後長い間年間 140 万件前後で推移していましたが、平成 8 年以降増加の一途をたどり、平成 14 年には約 285 万件となり、戦後最多を記録しました。この状況を受けて、政府は、平成 15 年に犯罪対策閣僚会議を設置し、同年 12 月、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定しました。こうした取組の成果もあって、治安の改善がみられ、刑法犯の認知件数は令和 3 年には約 56 万 8,000 件となり、戦後最少を記録しました。

刑法犯検挙者数の減少とともに、再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、相対的に再犯者率が上昇している傾向にあります。令和 3 年の再犯者率は 48.6%となっており、刑法犯検挙者の約半数が再犯者という状況となっています。

このような再犯の傾向は、政府が第一次再犯防止推進計画（以下「第一次国計画」）を策定した平成 29 年当時においても同様であり、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するために、再犯防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動促進等といった様々な取組が行われてきました。その結果、計画策定時の目標を早期に達成するなど、再犯防止の取組は着実に成果を積み上げていきました。

しかし、再犯者率が引き続き 50%台で高止まりしていること等を受け、政府は、第一次国計画による取組を検証し、今後の課題を整理することとしました。その結果、「個々の支援対象者が抱える課題に応じた指導・支援の充実」、「支援を必要とする者のアクセシビリティ（アクセスの容易性）の向上」、「国と地方公共団体がそれぞれ果たすべき役割の明示、および民間協力者等を含めた連携体制の強化」などの課題が確認されました。

これらの課題解決に向け、国・地方公共団体・民間協力者等が連携を進め、再犯防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくために、これまでの取組を検証して改善を図るとともに、新たな施策を含めた第二次再犯防止推進計画（以下「第二次国計画」という。）を策定することとなりました。

（２）国における第二次推進計画策定の経緯

①再犯防止推進法の制定（平成 28 年 12 月施行）

平成 28 年 12 月、再犯防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項を示した再犯防止推進法が制定され、同月施行されました。再犯防止推進法は、再犯防止の基本理念を定めた上で、政府が再犯防止推進計画を策定すべきであることや、国・地方公共団体が講じるべき基本的施策について規定しています。

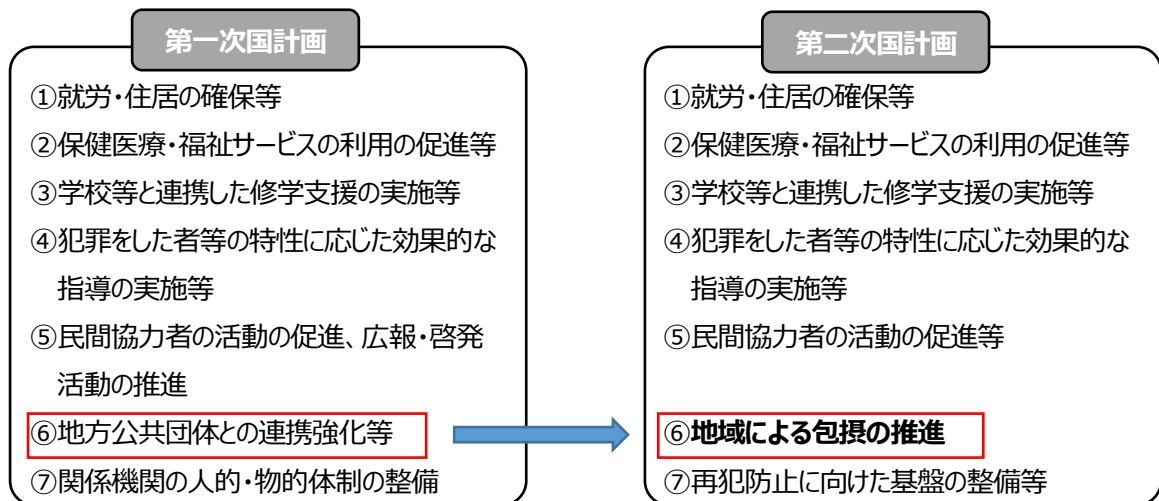
②再犯防止推進計画の策定（平成 29 年 12 月閣議決定）

政府は、再犯防止推進法の施行を受け、平成 29 年 12 月、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画として、第一次国計画を閣議決定しました。この計画は、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることを目的としています。

③第二次再犯防止推進計画の策定（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定）

政府は、再犯防止推進計画の改定を見据え、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）において、議論を重ね、第一次国計画の取組状況や成果の検証、今後の課題について整理を行いました。その結果を踏まえ、第二次国計画では、第一次国計画で定めた 7 つの重点課題を見直し、以下の 3 つの基本的な方向性を取りまとめ、議論を進めていきました。 ※以下は概要

7 つの重点課題



第二次推進計画における基本的な方向性

- ① 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「**息の長い支援**」の実現
- ② 支援の実効性を高めるための**相談拠点**及び地域の**支援連携（ネットワーク）拠点**の構築
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて**地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進**するとともに**国・地方公共団体・民間協力者の連携**を更に強固にすること

政府は、この検討会における議論等をさらに進め、計画期間を令和５年度から令和９年度までとする、第二次国計画を策定しました。なお、第一次国計画に掲げられた以下の５つの基本方針は、施策の実施者が目指すべき方向・視点として、第二次国計画においても踏襲されています。

５つの基本方針 ※以下は概要

- I 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- II 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- III 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- IV 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- V 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

（３）東京都における再犯防止推進計画の策定

東京都は、再犯防止推進法第８条第１項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案し、令和元年７月に「第一次東京都再犯防止推進計画」（以下「第一次都計画」という。）を、令和６年３月に「第二次東京都再犯防止推進計画」をそれぞれ策定しました。

第二次東京都再犯防止推進計画では、東京都が実施する再犯の防止を目的としている取組のほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、従前から都民に提供してきている各種サービス等で、再犯防止に資する取組や、副次的な効果として再犯防止につながる可能性がある取組が記載されており、第二次国計画に掲げられた５つの基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組むこととしています。

第二次東京都再犯防止推進計画における重点課題

- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ・ 再犯防止のための連携体制の強化等

（参考：再犯防止推進白書、第二次再犯防止推進計画、第二次東京都再犯防止推進計画）

3. 計画の基本的な考え方

(1) 豊島区における第二次再犯防止推進計画策定に向けた現状と課題

豊島区では、平成 28 年に施行された再犯防止推進法に基づき、国、東京都がそれぞれ策定した、第一次国計画、および第一次都計画を勘案し、令和 2 年度に計画期間を 5 年とする第一次の豊島区再犯防止推進計画（以下「第一次区計画」という。）を策定しました。

令和 5 年度に国が定めた第二次国計画では、刑事司法手続を離れて地域社会で生活する者に対する支援については、国が関与できる範囲が限定されるため、地域住民に対して、保健・医療・福祉など、様々な行政サービスを提供する地方公共団体が果たす役割が重要であるという考え方のもと、第一次国計画で重点課題として挙げられた「地方公共団体の連携強化等」という項目が、「地域による包摂の推進」という課題に変更されています。

「地域による包摂の推進」とは、「刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること」となっており、この考えに基づき、国・都道府県・市区町村の役割が明確化されました。

<国・都道府県・市区町村の役割の明確化>

国

- 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

広域自治体として、

- 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。
- 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。

市区町村

地域住民に最も身近な地方公共団体として、

- 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

（参考：法務省説明資料より）

この考え方に基づき、政府は、地域における再犯防止の取組を円滑に進めるために、取組の羅針盤としての地方再犯防止推進計画の策定を推進しています。全国の地方計画等の策定状況を見ると、令和 5 年 10 月時点で、特別区を含む市区町村では、506 自治体で再犯防止計画を定めており、単独計画として定めている自治体は全体の 19.0%に当たる 96 自治体となっています。

豊島区では、令和 2 年度に単独計画として策定した第一次区計画に基づき、国・東京都・豊島区・民間協力者等と一体となり、再犯防止に関する取組を実施してきました。しかし、豊島区内における再犯率は、平成 28 年以降 50%近くで高止まりしており、令和 4 年度の再犯者率は、全国 48.8%に対し、豊島区では 53.7%となっており、豊島区の方がやや高い数値となっている状況です。

こうした状況の中、区では、支援を必要とする全ての人・世帯が、制度の狭間に陥ることがないよう、区全体で、包括的な支援体制を実施するため、令和 5 年度より重層的支援体制整備事業を本格実施いたしました。この考え方は、第二次国計画が掲げる地域による包摂の推進と同じ方向性を示しており、区では、重層的支援体制整備事業を推進することで、再犯防止に向けた取組をさらに加速していきたいと考えています。

第一次区計画が、令和 6 年度末で計画期間満了となることに伴い、国や東京都で策定された第二次再犯防止推進計画で提示された検証結果や新たな重点課題等を踏まえ、豊島区の状況を鑑みた結果、第一次区計画を見直し、引き続き単独計画として、再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図ることが重要であると考えられます。

以上を踏まえ、豊島区に暮らす全ての区民が、安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、令和 7 年度より、新たな計画期間を定める単独計画として、第二次豊島区再犯防止推進計画を策定することとしました。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画や東京都の再犯防止推進計画を勘案して策定します。

本計画では、就労支援や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進など、従前から区民に提供してきている各種施策で、再犯防止に資する取組となるものや副次的な効果として再犯防止につながる可能性のある取組を記載しています。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

(4) 取組方針

国や東京都の基本方針を踏まえ、次の取組を推進します。

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用促進等
- ③非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進等
- ⑤安全・安心なまちづくり

(5) 計画の推進体制

計画を着実に進めるため、豊島区生活安全協議会※において、取組の推進を図ります。

※豊島区生活安全協議会とは・・・区、区民、警察署等関係行政機関が一体となって、犯罪の防止を図るための協議をすることによって、安全で明るい街づくりを推進することを目的として、平成 12 年 12 月に設置されました。

4. 具体的な取組

区では、5 つの取組方針（5 頁参照）に基づき、再犯防止に資する事業等の取りまとめを行いました。今後は、再犯防止の視点を加え、より充実した取組を推進していきます。

（1）就労・住居の確保等のための取組

①就労の確保等

現状と課題

- 刑務所に再び入所した者のうち約 7 割が、再犯時に無職であるなど、犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも大きく影響する重要な要素です。
- 一般に刑務所出所者等の求職活動は、その前科等のため就職に当たって困難が大きく、また、一旦就職しても、基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど職場定着に困難を伴う場合が多くあります。
- 刑務所出所者など就労に困難を抱える方の雇用を促進するとともに、その雇用が継続されるよう、就労後職場定着に向け、本人の意向や適性などを踏まえたきめ細やかな支援が必要となります。

具体的な事業

①くらし・しごと相談支援センターの設置（生活困窮者自立支援制度）【自立促進担当課】

「仕事がなかなか見つからない」「生活に困っているが、どこに相談に行ったらよいかわからない」「借金の返済で将来の生活が不安」など生活にお困りの方に対し、専門の支援員がそれぞれに合った支援を行っていきます。

◎自立相談支援事業（相談）

専門の相談員が相談内容を整理したうえで、それぞれの方にあった支援プランを作るとともに、他の関係機関などと連携し、課題解決に向けた支援を行います。

◎自立相談支援事業（就労支援）

支援者の就労条件に合わせて求人を提供します。また、就職技術支援（面接指導、履歴書添削等）や面接同行、就職後の就労環境の確認を含めた定着支援を行います。

◎就労準備・社会参加支援事業

「仕事をすることがない」「離職期間が長期にわたる」「人とのコミュニケーションがうまくとれない」「生活リズムが乱れている」等の理由で、早期の就労に不安のある方に対し、個別面談、セミナー、体験就労、地域のイベント参加などを通じ、自立に向けたオーダーメイドの支援プランを作成し支援をします。

◎家計改善支援事業

家計収支改善のアドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。また、弁護士相談（としま生活困窮者支援弁護士ネットワーク）による専門的なアドバイスも行っています。

◎子どもの学習・生活支援事業

子どものいる世帯に対し、家族への生活面のアドバイス、活用できる制度や事業、地域の学習支援活動（としま子ども学習支援ネットワーク〈通称：とこネット〉）に属する各教室の紹介などを行います。

◎住居確保給付金事業

住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額（上限あり）を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います（要件あり）。

②ワークステップとしま（ハローワーク池袋の付属施設）【自立促進担当課】

雇用と福祉が一体となったワンストップ型の就労支援を行うため、「豊島区、東京労働局及び池袋公共職業安定所（ハローワーク池袋）が生活保護受給者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定」を締結し、早期の就労支援強化を図っています。

③被保護者就労支援専門員支援事業【生活福祉課・西部生活福祉課】

稼働能力を有する生活保護受給者を対象に、就労支援専門員による継続的な個別面接指導やハローワークと連携した就労への支援を行っています。また、就職後に継続して働くための定着支援も行っています。

④被保護者労準備支援事業【生活福祉課・西部生活福祉課】

就労経験がない、就労意欲が低いなど、就労に対する課題の多い生活保護受給者に対して支援を行い、就労意欲の喚起を図ると同時に、就労までの支援を行っています。

⑤就業支援事業【生活産業課】

求職者の職業相談を行う池袋公共職業安定所（ハローワーク池袋）や東京しごと財団（東京都）と連携して、就職面接会や就労支援セミナーなどを開催し、求職者の就職をサポートします。

⑥保護観察対象少年に対する就労支援事業【子ども若者課】

再犯を防止するため、保護観察対象少年を区の会計年度任用職員として採用し、非行少年の立ち直りを支援しています。

⑦高齢者の就業支援【豊島区シルバー人材センター】

豊島区シルバー人材センターでは、「自らの知識や経験と能力を活かしながら働くことによって、地域社会へ参加したい」と希望する高齢者の方に対し、様々な就業やボランティア活動の機会を提供することにより、高齢者の方々の生きがいや生活感の充実を図り、高齢者の社会参加による活力ある地域社会づくりを目指しています。

⑧豊島区障害者就労支援センター（豊島区障害者就労支援事業）【障害福祉課】

豊島区では、「豊島区障害者就労支援センター」を実施拠点として、区市町村障害者就労支援事業を実施しており、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労支援と生活支援を一体的に提供し、自立と社会参加の一層の促進を図っています。

◎相談事業（就労支援・生活支援）

障害者の方で一般就労を希望する方や既に就労している方を対象に、就労支援に関する相談を行っています。また、就労する上で社会生活上必要な生活支援も行います。

障害者雇用をしている事業主、雇用を考えている事業主に対して雇用アドバイスをを行います。

豊島区障害者就労支援センター利用者の就労意欲の増進と就労定着を目指すために、余暇支援活動も実施しています。

◎就労促進支援事業（就労前支援）

一般就労を希望する障害者の方、復職を目指している障害者の方など、就労前の方を対象に個々の状況に合わせた就労支援を行います。

◎ネットワーク事業

障害者の就労前から就労後の生活をより豊かに営むことができるよう、関係機関と連携しながら総合的に支援をしていきます。

◎地域開拓促進事業

個人に着目した支援とは別に、就労希望者を積極的に掘り起こしていくとともに、企業側に対する障害者雇用へのアプローチを行っていくため、福祉的就労から一般就労という環境整備を進めます。

◎ほっと・サロン事業

主に就労している知的障害者の方を対象に、休日を過ごす場を提供し、障害者同士の交流を通じて、就労の定着を支援します。

⑨協力事業主の公共調達の受注機会の増大【契約課】

豊島区では、区が発注する建設工事において、総合評価方式を実施するに当たり、平成 31 年 4 月より協力事業主の受注機会の増大を図るため、新たに雇用対策評価項目の一つに「法務省の協力事業主制度に登録」を設定しています。

②住居の確保等

現状と課題

- 地域社会で安定した生活を送るためには住居を確保することが大変重要となりますが、刑務所等からの満期出所者等の約 4 割が適当な住居が確保されないまま出所しており、出所後比較的短期間のうちに再犯に至っている実情があります。
- 帰るべき住居のない刑務所出所者等の受け入れ先として、更生保護施設等がありますが、あくまでも一時的な居場所であり、退所した後は地域に生活基盤を確保する必要があります。
- しかし、身元保証人がいないなどの事情でアパート等への入居が困難であるなど、更生保護施設等の退所後の住居の確保が課題となっています。

具体的な事業

①区営・区立福祉住宅【住宅課】

住宅に困っている高齢者のひとり暮らしや世帯のために、安否確認の自動装置など、高齢者が安心して住めるような設備のついた住宅を提供しています。

②住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進事業【住宅課】

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、18 歳未満の子どもを養育する世帯、低所得世帯等）の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進と、住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅への経済的支援を実施しています。

③高齢者等入居支援事業【自立促進担当課】

民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者等に対して、賃貸住宅の情報の提供や家賃等債務保証制度利用料の一部補助等を通じて入居支援を行うことにより、高齢者等の居住継続を図ります。

④安心住まい提供事業【住宅課】

取り壊し等により立ち退きを迫られるなど緊急に住宅を必要としている、高齢者、障害者及びひとり親世帯の方に、区が借上げている民間アパートの居室を提供することにより、居住の安定を図ります。

⑤高齢者向け優良賃貸住宅【住宅課】

高齢者が安心して居住できる、「バリアフリー化」、「緊急時対応サービス」が整った住宅に入居する場合に、家賃低廉化補助を行っています。

⑥障害者グループホームの整備【障害福祉課】

グループホームにおいて安心して暮らすことができるよう、関係機関の連携の下、情報収集に努め、居住の場づくりの支援を行います。

⑦住居確保給付金【自立促進担当課】

住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額（上限あり）を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います（要件あり）。

⑧居住支援協議会【住宅課・自立促進担当課長】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、豊島区、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅所有者の双方に対して住宅情報の提供等の支援を行っています。

コラム

「社会を明るくする運動」の多彩な活動

「社会を明るくする運動」は犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間を中心に様々な活動を行っています。ここではその活動内容についてご紹介します。

① 作文コンテスト

豊島区では4～5月に区内小中学校の児童生徒を対象に「いのち」または「社会を明るくする運動」をテーマに「作文コンテスト」を実施しています。毎年子どもたちからすばらしい作品がたくさん寄せられ、小学生の部、中学生の部それぞれから選ばれた優秀作品5作品は7月の中央大会「区民のつどい」で表彰されます。

② 中央大会「区民のつどい」

中央大会「区民のつどい」は作文コンテストの表彰式と、毎年様々なイベントを実施しています。企画内容は社会を明るくする運動常任委員会で成団体の皆さんが検討、企画しています。令和6年度は子どもたちの元気いっぱいのチアダンスやかわいらしい合唱、各構成団体の有志による社明合唱団の合唱と様々な出し物を企画しました。イベント会場では更生保護団体等がブースを出店し、物販や周知活動を行いました。毎年様々な世代の区民の方が参加し更生保護への理解を広げる重要な機会となっています。

③ 青少年育成委員会による地区大会

地区青少年育成委員会による地区大会では、各地区の特色を活かした活動が展開されています。コンサート、お祭り、清掃活動など、様々な取り組みが行われています。これらの活動を通じて、子どもたちが地域の大人とかかわることで、地域とのつながり、地元への愛着を深めることができます。安心安全なまちづくりに欠かせない活動のひとつです。

「社会を明るくする運動」の多彩な活動は、地域社会の連帯感を強め、犯罪や非行の防止、更生保護への理解を深める重要な役割を果たしています。今後も、より多くの区民の方が参加する運動になるよう努めていきます。

※社会を明るくする運動に関する取組については P20 参照

(2) 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

① 高齢者又は障害のある者等への支援等

現状と課題

- 高齢者（65 歳以上の者）が、出所後 2 年以内に刑務所に再び入所する割合は、他の世代に比べて高くなっております。また、知的障害のある受刑者についても、一般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています（第二次国計画より）。
- 医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害者に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、状況に応じたきめ細やかな支援を実施していくことが求められます。

具体的な事業

« 相談・支援 »

① コミュニティソーシャルワーク事業【福祉総務課】

コミュニティソーシャルワーカーは、区内 8 か所の地域区民ひろばを拠点として、地域住民や地域の人的資源と連携・協力して、支援を必要とする人への多角的な見守りやニーズの早期発見に向けて取り組むとともに、専門相談支援機関へのつなぎ役を果たします。

高齢者、障害者、子どもなどの分野ごとでは対応が難しい制度の狭間の課題や複合的な課題を抱えた人々に対しては、民生委員・児童委員、青少年育成委員、保護司、高齢者総合相談センター、地域の民間団体等の関係機関と連携して支援を行っていきます。

② 福祉包括化推進会議の設置【福祉総務課】

福祉ニーズが多様化、複雑化する中、これまでの対象者別の縦割りの相談支援では対応が困難なケースが増え、引きこもり対策や就労支援・住宅確保など支援を一層きめ細かく提供する必要が高まっていることから、区役所本庁舎 4 階の福祉総合フロア各課等に福祉包括化推進員を配置し、定期的な会議体を設けて庁内連携を推進することにより、包括的な支援を実施していきます。

③ 民生委員・児童委員【福祉総務課】

民生委員・児童委員は、つねに住民の立場に立って、生活困窮者や高齢者、ひとり親家庭、障害者、生活に困っている人などの相談を受け、支援を行ったり必要な福祉サービスにつなぐ役割を果たしています。また、地域の子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援も行っています。

民生委員・児童委員には守秘義務があり、住民が安心して相談、生活できるよう、個人情報の取り扱いには十分配慮して活動しています。

④社会福祉協議会

豊島区民社会福祉協議会は、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、支え合い、助け合いの気持ちが育まれるよう様々な事業を行うとともに、幅広く各分野の団体等と連携し、豊島区内に福祉のネットワークをつくっています。また、支援を必要とする区民に対し、その人の抱える困難を理解するとともに、その人らしさを尊重する立場に立って支援を行っています。

⑤福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」【社会福祉協議会】

豊島区民社会福祉協議会が運営する福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」では、福祉サービスの利用に係る相談及び苦情対応など福祉サービス利用者への権利擁護の取組や、成年後見制度推進機関(中核機関)として制度の普及啓発のための講座の実施や利用する際の手続きについての説明を行っています。

« 高齢者 »

⑥高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）運営事業【高齢者福祉課】

高齢者の身近な相談窓口として、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を区内 8 か所に設置し、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職員が、介護予防ケアマネジメント、権利擁護等の業務のほか、各種相談、申請受付など総合的な支援を行っています。

⑦高齢者アウトリーチ事業【高齢者福祉課】

高齢者総合相談センターに「見守り支援事業担当」を配置し、高齢者実態調査等を通じて高齢者の生活状況や緊急連絡先等を把握して見守り活動に活用するとともに、潜在的な需要や問題等を早期に発見し、必要なサービスにつなげます。

⑧見守りと支えあいネットワーク事業【高齢者福祉課】

高齢者実態調査等を通じて見守りが必要と判断した高齢者や、自ら見守りを希望する高齢者に対して、地域の見守り活動協力員やシルバー人材センターの訪問員が見守りや声掛けを行います。

⑨認知症カフェ運営事業【高齢者福祉課】

認知症の方とその家族、地域住民、専門職が気軽に集い、おしゃべりを楽しみながら「認知症について」語り合い、理解を深める場を提供しています。また、認知症に関する相談や認知症関連の情報提供も行っています。

⑩認知症サポーター養成事業【高齢者福祉課】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるように支援します。

⑪認知症初期集中支援推進事業【高齢者福祉課】

医療や介護の専門職と認知症サポート医で構成されたチームが、認知症が疑われるご本人やご家族のもとを訪問し、生活の工夫や認知症の対応のアドバイスをを行います。

◀ 障害者 ▶

⑫障害者等相談支援事業【障害福祉課】

障害のある方（身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、障害児等）及び家族からの福祉に関する相談に応じています。相談を通して、相談者の抱える多様な課題を把握し、適切な支援につなげるほか、関係機関との連絡調整、権利擁護のための援助を実施します。

⑬障害者地域支援協議会【障害福祉課】

障害のある方が充実した日常生活や社会生活を送れる地域社会の実現を図るため、障害者地域支援協議会を開催しています。地域関係機関のネットワークを構築し、適切な相談先につなげられるよう連携するとともに、各分野の課題を抽出し解決に向けた具体的な検討を行います。

⑭精神保健に係る相談事業【健康推進課・長崎健康相談所】

専門医によるこころの相談、精神保健福祉士による家族問題相談、その他、保健師等の専門職が随時相談を実施します。精神疾患についての正しい知識と適切な対応について相談に応じることで、安定した生活を支援します。

⑮医療観察法に基づく支援【保健予防課】

医療観察法に基づいて処遇された者に対し、退院後必要となる地域資源の調整を行い、安定した社会生活を送れるよう支援します。

⑯自立支援医療（精神通院医療）【健康推進課・長崎健康相談所】

精神障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療費の一部を助成します。

コラム としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」

としま子ども学習支援ネットワーク（通称「とこネット」）は、無料学習支援活動をはじめとする子どもの支援活動を行っている団体・行政機関等により平成 27 年 6 月に結成しました。

子どもたちが安心していきいきと過ごせる場を提供し、子どもたちが環境等に左右されることなく学びの機会をもてる地域であることを目指し、豊島区内での無料学習支援活動・子どもへの支援活動の輪が広がるよう、活動を進めています。

令和 6 年 7 月現在、とこネットの登録団体は 18 団体、教室は 22 か所あり、それぞれの地域において子どもたちの学習を支援しています。受験生には進路にかかる費用のアドバイスや、生活面で課題を抱えた子どもたちには、暮らし・しごと相談支援センターをはじめ各窓口と連携し対応しています。

※子どもの学習・生活支援事業に関する取組については P7 参照

②薬物依存を有する者への支援等

現状と課題

- 全国での覚せい剤取締法違反による検挙人員は近年減少傾向にあり、令和元年度からは 1 万人を下回っています。一方、近年、同一罪名再犯者率は上昇傾向にあり、令和 5 年は、69.2%となっています（法務省「令和 5 年版犯罪白書」）。
- 薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物依存症である場合もあり、薬物依存症からの回復には、継続的な治療・支援を受けることが重要となります。
- 身近な地域において、本人やその家族等からの相談へ対応するとともに、薬物乱用防止に向けた取組を進めることが必要となります。

具体的な事業

①精神保健に係る相談事業【健康推進課・長崎健康相談所】

（再掲・P 13 参照）

②薬物に関する健康問題への対策【地域保健課・健康推進課・長崎健康相談所・生活衛生課】

東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会とともに、青少年をはじめとする区民の健康と安全を守るため、街頭キャンペーンや、中学生への薬物乱用防止ポスター・標語の募集、小中学校での薬物乱用防止教室、各種イベントでの啓発活動等を通して、普及啓発を進め薬物乱用を未然に防ぎます。

③薬物乱用防止教育【指導課】

危険ドラッグなど薬物乱用の防止を目的として、全校で教育課程に位置付け、学校薬剤師や警察と連携して年 1 回以上実施します。

コラム

「Day by Day 豊島」～薬物依存からの回復のための地域支援等～

豊島区保護司会では、豊島区更生保護サポートセンターで東京保護観察所が実施するグループミーティング形式の薬物再乱用防止プログラム（以下「プログラム」といいます。）の運営に協力しています。

プログラムは東京保護観察所の他、薬物依存症の専門治療を行っている医療機関の職員や回復訓練等を行っている地域の回復者施設の職員も保護司とともにかかわっています。

薬物依存からの回復は、保護観察を終えるまでは止め続けられても、その後、その人の人生に起こる様々な出来事を通じて再び薬物を使用したい気持ちになることもあるため、薬物依存の問題を相談したりする場所が身近にあることが大切です。

この地域のプログラムでは、保護観察を受けている人の他に、保護観察を終えた人が「地域援助」として任意でプログラムを受けることができ、地域の中で息の長い支援を提供しています

③生活困窮

具体的な事業

①関係支援窓口との連携【税務課・国民健康保険課・高齢者医療年金課・介護保険課】

納付相談において、未納者の生活状況、支援の必要性を総合的に判断し、くらし・しごと相談支援センター、高齢者総合相談センター、生活保護担当部署などの関係課窓口の案内や対応の依頼を行います。

②くらし・しごと相談支援センターの設置（生活困窮者自立支援制度）【自立促進担当課】

（再掲・P6 参照）

③ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【子育て支援課】

ひとり親世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象にして、学習面・生活面の支援を実施して学習への動機づけ、学力の向上を目指します。また、精神的なケアに重点をおき、自己肯定感の助長・社会性の修得等を促進して、貧困の世代間連鎖を防止します。

④コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【福祉総務課】

コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。

⑤生活保護制度【生活福祉課・西部生活福祉課】

生活保護制度は、病気や高齢、働き手の死亡、失業その他様々な事情で生活に困ったとき、基準によって計算された最低生活費と比較して不足している生活費を支給する制度です。「健康で文化的な最低限度の生活」を保障したうえで、受給者が自分の力や他の方法で生活できるように援助していきます。

⑥被保護者自立支援事業【生活福祉課・西部生活福祉課】

生活保護受給者の自立を目的として、①就労支援、②安定した生活のための各種支援、③資産の調査と活用、④金銭管理支援、⑤高齢者の見守り支援、⑥子どもの進学支援を行います。社会とのつながりを回復・維持し、地域社会の一員として継続的な生活が送れるよう支援します。

⑦被保護者自立促進事業【生活福祉課】

生活保護法の給付の対象とならない、就労支援や社会参加、地域生活移行、学習支援等の経費を支給し、被保護者の経済的、社会的な自立を支援します。

⑧被保護者次世代育成支援事業【生活福祉課・西部生活福祉課】

小学4年生から高校卒業年次の子どもがいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や家庭訪問を通して子どもの生活と学習環境の改善に資する相談や助言、無料学習会や関係機関へのつなぎ、進路選択や進学に関する情報提供等を行い、子どもが将来自立した生活を送っていけるように支援します。

⑨奨学基金援護事業【生活福祉課・子育て支援課】

生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、又は在学中の方に対して、奨学金を支給します。

⑩生活福祉資金【社会福祉協議会】

所得の少ない世帯・障害者および介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う制度です。この制度は、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員・児童委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。

⑪総合支援資金【社会福祉協議会】

失業や収入の減少により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのため、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。原則として生活困窮者自立相談支援事業の利用(就労支援、家計相談等)が要件となります。

⑫ひとり親に対する貸付・就労支援事業【子育て支援課】

ひとり親家庭の経済的援助としての貸付、就労支援を切り口に申請者の状況を把握し、相談援助を行います。

⑬受験生チャレンジ支援貸付事業【自立促進担当課・社会福祉協議会】

学習塾、受験対策講座等の受講費用、高校・大学の受験料に必要な資金の無利子貸付を行います。(要件あり)。

コラム

豊島区 BBS 会の活動

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は様々な問題を抱える少年と兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指すことを趣旨として結成されている青年ボランティア団体です。

豊島区 BBS は大正大学の学生を中心に活動を行っています。主な活動は青少年育成委員会や、地域団体の子どもイベントでのボランティアや、少年院や更生保護施設などを見学し犯罪をした人への様々な支援について学んでいます。

社会を明るくする運動「中央大会」では毎年着ぐるみ担当として PR 活動や、作文コンテスト表彰式に登場します。また、着ぐるみだけでなく物販ブースのスタッフとしても活躍しています。

BBS 会の活動の場は広がりつつあり、今後のさらなる活躍が期待されています。

※豊島区 BBS 会に関する取組については P21 参照

(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

現状と課題

- 全国の高等学校進学率は 98.8%ですが、少年院入院者の 24.4%、入所受刑者の 33.8%が、中学校卒業後、高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の 56.9%、入所受刑者の 23.8%が高等学校を中退している状況にあります（国第二次計画より）。
- 非行の未然防止や青少年健全育成のため、相談支援体制の充実や居場所づくり、学習支援や修学支援など、学校や地域における関係機関等が連携して様々な取組を推進する必要があります。

具体的な事業

« 相談・支援 »

①子ども若者総合相談事業【子ども若者課】

子ども若者総合相談「アシスとしま」は、子どもと概ね 39 歳までの若者を対象に、学校や職場でのこと、人間関係のこと、家庭内に関することなど、あらゆる悩み相談に対応します。相談方法は電話、メールの他、来所して相談することもできます。また、相談の内容によって専門機関と連携しながら一人ひとりに合わせた支援プログラムを実施します。

②教育相談等充実事業【教育センター】

子どもの成長・発達に伴って生じてくる様々な問題や悩みについて、本人・保護者が定期的な来所し、心理職の専門員が継続的に相談に応じ助言しています。また急ぎで相談したい等、電話による教育相談・いじめ相談にも対応しています。

③スクールカウンセラー事業【指導課・教育センター】

都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめなどの問題行動や不登校等を未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。

④スクールソーシャルワーカー派遣事業【教育センター】

学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対し、各中学校区に配置されているスクールソーシャルワーカーが、毎週校区の小中学校を巡回し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や、児童相談所、医療機関など関係機関との連携など、子どもの置かれた環境の改善を行っています。また、家庭訪問などを通じて、児童・生徒、保護者への直接的な支援を行っています。

« 子どもの居場所 »

⑤子どもスキップ運営事業【放課後対策課】

小学校の教室や校庭、体育館を活用し、学童クラブの機能を維持した小学生のための放課後対策として、安全で安心な「子ども同士の遊び場」を提供します。

⑥放課後子ども教室事業【放課後対策課】

子どもスキップが設置されている小学校に放課後子ども教室を設け、地域のコーディネーターと区の社会教育指導員が連携し、地域住民の参加と協力を得ながら、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

⑦学校開放事業【放課後対策課】

子どもたちの身近で安全な遊び場、地域住民の生涯学習・スポーツ・レクリエーションの場として、学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域コミュニティの推進を図ります。

⑧中高生センター運営事業【子ども若者課】

中高生等の居場所、活動・交流の場、社会参加を支援する場を提供します。また、気軽に悩みを打ち明けられる環境を整えることで、若者の気持ちに寄り添い、自己肯定感を高めています。

« 学習支援 »

⑨ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業【子育て支援課】

(再掲・P 15 参照)

⑩コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【福祉総務課】

(再掲・P 15 参照)

⑪子どもの学習・生活支援事業【自立促進担当課】

(再掲・P 7 参照)

« 進学等への資金援助 »

⑫奨学基金援護事業【生活福祉課・子育て支援課】

(再掲・P 15 参照)

⑬受験生チャレンジ支援貸付事業【自立促進担当課・社会福祉協議会】

(再掲・P 16 参照)

« 青少年の健全育成 »

⑭ 青少年育成委員会

区内 12 地区の青少年育成委員会では地域社会における青少年の健全な育成を図ることを目的に、それぞれが特色のある活動をしています。イベントや行事は子どもたちの地域参加の場となっており、また、地域の大人との関わりの中で、自分の家庭とは違う社会でのルールなどを学ぶ機会となっています。清掃活動や地域パトロールなどにより、安全安心に暮らせる環境作りも行っています。

⑮ としま子ども食堂ネットワーク事業【子ども若者課】

子どもたちの地域の居場所でもある「こども食堂」をネットワーク化し、運営団体等の情報交換、情報共有の場や研修会を実施しています。

⑯ プレーパーク事業【子ども若者課】

子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。また、身近な地域で冒険遊びを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。

コラム

保護司というボランティア

保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。身分は法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、国の職員である保護観察官と協働して活動しています。

【活動内容】

① 保護観察

月に 2～3 回程度、保護観察を受けている人と面接を行い、保護観察期間中の遵守事項を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行っています。

② 生活環境の調整

刑事施設や少年院に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から釈放後の住まいの調査や家族などとの話し合い、就職先や就学先の調査をおこなうなどし、受入れ態勢を整えるための活動を行っています。

③ 犯罪予防活動

犯罪や非行の発生を未然に防ぐことを目的として、様々な犯罪予防活動を実施しています。具体的には青少年相談や地域の清掃活動などです。また、“社会を明るくする運動”をはじめ、区や学校、警察関係者等地域の様々な団体と連携して、更生保護の啓発活動を行っています。

その他にも定期的に研修を受講しスキルアップを図り、広報誌を発行し活動の周知にも努めています。

令和 6 年 4 月 17 日、オランダのハーグで第 2 回国際保護司会議が開催されました。4 月 17 日を「国際更生保護ボランティアの日」とする宣言が採択され、国際的にも保護司を始めとした更生保護の地域ボランティアの認知度向上を図る取り組みが始まっています。

※保護司会に関する取組については P20 参照

(4) 民間協力者等の活動の促進と広報・啓発活動の推進のための取組

現状と課題

- 区内の各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや居場所づくりに取り組むボランティアなど、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心なまちづくりや再犯防止のために地道に活動しています。こうした活動は、SDGsに掲げられた「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現に欠かせないものでもあります。
- また、犯罪をした者等の社会復帰に向けた、民間支援団体の自発的な支援活動は、地域における息の長い支援を確保する上でも、さらなる推進が望めます。
- 犯罪をした者等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、区民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要ですが、再犯の防止等に関する施策は、区民にとって必ずしも身近ではないため、関心と理解を得にくく、区民に十分に認知されていないなどの課題があります。
- 区は今後も、引き続き、民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動の促進等に取り組、連携を一層強化します。さらに、広報・啓発活動の推進等にも引き続き取り組んでいきます。

民間協力者による具体的な取組

①豊島区保護司会

保護司は、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（民間ボランティア）です。社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者の改善及び更生を助けると共に、犯罪の予防のため世論の啓発に務め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することを使命としています。具体的な仕事としては、生活環境の調整、保護観察、犯罪予防活動の3つになります。

平成28年4月には、豊島区東池袋分庁舎内に更生保護サポートセンターを開設しました。更生保護サポートセンターは、保護司が面接や関係機関との処遇協議、情報交換を行う保護司活動の拠点です。生活福祉課や社会福祉協議会と同じ施設にあることで連携がとりやすくなり、福祉施策の最前線として活動の充実を図っています。

また、毎週2回（月・金曜）、更生保護サポートセンターにおいて青少年相談室を開設し地域の中での様々な相談に応じています。必要があるときには関係機関と連絡し、共に考え、相談し、ご両親、お子さんともに良い結果になるよう協力します。

②社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

豊島区では、7月の強調月間を中心に、保護司会をはじめとした地域団体の代表からなる同運動推進委員会並びに常任委員会が中央大会を開催するほか、地区青少年育成委員会が地域ごとに多彩な行事を実施しています。

③ 巣鴨・池袋・目白防犯協会

地域における防犯思想の普及啓蒙、各種防犯対策の推進、防犯施設の充実強化、各種警察の防犯活動等への参加・協力・支援により、「犯罪のない安全・安心まちづくり」に寄与することを目的として、豊島区、警察署、地域住民、企業等が協働し、講演会・座談会等による防犯思想の普及啓蒙活動、防犯キャンペーン等による各種防犯対策の推進、各種防犯広報の実施、地域安全運動豊島区民大会の開催、青少年の健全育成に向けた取組など、様々な防犯活動により、管内犯罪発生件数の減少、環境浄化等に取り組んでいます。

④ 池袋組織犯罪根絶協会

会員相互の緊密な連携のもと、暴力団等の反社会的勢力及び国際犯罪組織の排除活動等を積極的に推進し、これらの犯罪組織が介入しない、明るく安全で安心できる池袋駅周辺の繁華街づくりに寄与することを目的とし、豊島区、繁華街関係者、地域住民、池袋警察署等が協働し、組織犯罪根絶豊島区民決起大会の開催、各種キャンペーン等への参加、講演会等を通じ、暴力団等の排除活動に積極的に取り組んでいます。

⑤ 青少年育成委員会

(再掲・P 19 参照)

⑥ 豊島区保護観察協会

犯罪予防活動の啓蒙、更生保護や青少年健全育成の目的のため、「社会を明るくする運動」や、保護司会をはじめとする更生保護活動団体、青少年育成委員会等へ物心両面による支援を行っています。

⑦ 豊島区更生保護女性会

女性の立場から、犯罪を犯した人への更生保護の充実に寄与し、犯罪のない明るい地域社会の実現と青少年の健全育成を目的として活動しています。更生保護についてのミニ集会、講習会、講演会を開催するほか、区内警察署及び区内更生保護施設の見学研修や児童養護施設、矯正施設等への慰問を行っています。また社会を明るくする運動中央大会では、運営に参加協力しています。

⑧ 豊島区 BBS 会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年を兄や姉のような身近な存在として接しながら少年達が自分自身で問題を解決し、健全に成長していくことを支援する青年ボランティアです。

豊島区 BBS 会は、大正大学の学生が中心となり組織されています。社会を明るくする運動の常任委員であり、同運動の中央大会においては、運営や広報活動に協力を行っています。また更生保護関連施設への見学会や、子ども関係の地域イベントや施設でのボランティア活動をしています。

⑨ 更生保護法人新興会

犯罪や非行を犯した人で頼るべき身寄りや住居のない人達を保護し、一定期間宿泊場所を提供し、様々なアドバイスをするなど、本人が法律を守る善良な社会の一員となるよう、その自立と更生を援助しています。

⑩五者会議

豊島区保護司会、豊島区保護観察協会、豊島区更生保護女性会、豊島区 BBS 会、更生保護法人新興会の代表が年 1 回一堂に会し情報や意見の交換を行い、連携の強化を図っています。平成 29 年度から区の職員も出席しています。

⑪子ども食堂

地域で子どもやその保護者を対象に、無料または安価で食事を提供する取組で、地域の方がボランティアで運営しています。貧困家庭や孤食などの家庭環境にある子どもだけでなく、対象者を限定せずに食事を提供する子ども食堂も増えています。また、子どもが安心して過ごせる居場所でもあり、世代交流、地域コミュニティの場ともなっています。

区における具体的な事業

①更生保護活動への支援

区では、地域の更生保護活動や青少年健全育成の活動を支援するために、地域団体に助成金を支給しています。

また、社会を明るくする運動の事務局となるほか、各地域団体の P R 活動や事務補助など、更生保護活動が円滑に行えるよう支援をしています。

コラム

豊島区若年女性支援プロジェクト「すずらんスマイルプロジェクト」

すずらんスマイルプロジェクトは、コロナ禍により、10 代から 20 代の女性の貧困や虐待、自殺などの諸問題が顕在化したことを受け、生きづらさを抱えた若年女性を確かな支援につなげることを目的に、令和 3 年 1 月 29 日に立ち上がったプロジェクトです。

当初は現区長である高際みゆき副区長をリーダーに、女性管理職 10 名で活動していましたが、若年女性に本区の施策が届くよう、当事者に近い若手女性職員や部課長を含めた男性職員もメンバーに加え、区長直轄のプロジェクトとして、組織横断的に若年女性の支援を進めています。若手職員の自由な意見や発想を取り入れ、当事者目線のホームページや支援リーフレットの作成、SNS を活用したターゲティング広告の実施、自治体初となる生理用品の無償配布など、スピード感をもって取り組んでいます。

若年女性は困難な状況に陥っても、行政窓口への相談や、そもそも他者に相談すること自体にハードルを感じている場合もあるなど、行政の支援が届きにくく、事態が重篤化してからようやく繋がることも少なくありません。つながるための支援、つながり続ける支援を行うためには、民間団体等との連携をさらに強化していくことが重要です。民間団体とのネットワークを構築する場として「すずらん・ネット会議」を設置したほか、支援の輪を広げるための「街なかすずらんサポーター制度」の創設など、民間団体や関係機関、地域団体、学校、企業等との連携を一層強化しています。

今後も、行政として、わかりやすい情報発信や支援策を進めるとともに、地域との連携を強化していくことで、多様な主体による若年女性を見守るネットワークを形成し、生きづらさを抱える若年女性に寄り添っていきます。



【民間団体と連携して作成した支援リーフレット】

(5) 安全・安心なまちづくりへの取組

現状と課題

- 町会等による街頭防犯カメラの設置促進や官民一体となった環境浄化パトロールの推進、セーフコミュニティ認証都市としての各種取組を地道に継続した結果、令和 5 年の区内の刑法犯認知件数は 3,405 件で、過去最も多かった平成 15 年の 11,589 件に比べ、8,184 件減少（70.6%）しています。
- しかしながら、区内では手口が巧妙化する特殊詐欺被害件数・被害額が増加するなど、区民の安全・安心を脅かす犯罪の発生が後を絶たない厳しい状況にあります。
- 令和 5 年 11 月、当区再犯防止業務担当者に向けた東京都主催の再犯防止研修を実施した際には、区内警察署担当者も参加し、各所属での取組を共有しながら、連携を強化することができました。
- 日本有数の繁華街である池袋地区を有していることから、第一次区計画において実施した当区の取組に加え、警察をはじめとする関係機関との更なる連携により、犯罪のない誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けた各種対策を今後も継続して行っていくことが求められています。

具体的な事業

①セーフコミュニティ推進事業【行政経営課（セーフコミュニティ推進室）】

セーフコミュニティとは、けがや事故など日常生活の中で健康を阻害する要因を予防することで、安全・安心なまちづくりに取り組んでいるコミュニティのことです。

セーフコミュニティ国際認証を取得している豊島区では、区の重点テーマに対応する連携・協働のための組織である「対策委員会」を設置し、各課題への具体的な対策を講じています。具体的な対策等について実践の場を提供し、セーフコミュニティ活動の拠点となっている「地域区民ひろば」では、対策委員会と連携して、防災・防犯など講座の実施、DV や子育てなどの相談機会の提供など様々な活動を行っています。それらセーフコミュニティ活動の実績を通して、さらなる課題活動への評価・改善につなげています。

②地域における見守り活動支援事業【防災危機管理課】

地域の主体的な防犯環境の整備による、公共空間における安全・安心なまちづくりを図るため、地域見守り活動を連携して行う地域団体を対象として、街頭防犯カメラの設置経費の補助や電柱・NTT 柱への年間共架料の補助を実施します。

③地域安全対策事業【防災危機管理課】

区民が安心して暮らせるまちをつくるために、防犯パトロール、区民団体へのパトロール用資材支援、特殊詐欺防止対策の自動通話録音機貸与等を実施します。

④安全・安心パトロールの実施【防災危機管理課】

区民の安心感を確保するため、区内全域を青色回転灯つきパトロールカーでパトロールします。その際、小学校、保育園、子どもスキップ等の施設にも立ち寄り、安全点検を行うとともに、侵入盗、ひったくり等、犯罪発生地域の重点的パトロールを行います。

⑤青色回転灯つきパトロールカーの運用【防災危機管理課】

区民の安心感を確保するため、365日、午前5時から午後10時までの間、区内全域を巡回し、資源持ち去り防止や小学校、区関連施設への立ち寄り警戒、繁華街パトロールや特殊詐欺被害防止のための警戒活動等を実施します。

⑥安全・安心メール配信【防災危機管理課】

「防犯情報」(区内及び区境周辺で発生した不審者事案や事件・事故、子どもの安全確保上の注意等)を登録者に配信します。

⑦コミュニティ・スクールでの安全・安心な取組の実施【庶務課】

これまでインターナショナルセーフスクール(ISS)で取り組んできた安全・安心な学校づくりは、今後、コミュニティ・スクール(CS)活動の中で継続して実施していきます。学校内はもとより、通学路などの地域の安全確保のために、児童・生徒、教職員、保護者、行政が協働で子どもの見守り等に取り組んでいます。

CSは、令和6年度現在、8校の小中学校で導入しており、令和8年度までには、区内すべての小中学校でコミュニティ・スクールの導入を予定しております。

※コミュニティ・スクール(CS)・・・学校運営協議会という会議体を置く学校のことであり、学校と保護者や地域の方々とともに目標やビジョンを共有し、知恵を出し合い、学校運営に意見を反映し、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

⑧学校・通学路の安全事業【学務課・庶務課】

園児・児童・生徒が安全・安心な学校生活を過ごすことができるよう、登下校時の通学案内、学校施設の警備・点検等、日常的な安全体制を確立します。

⑨小学校児童の通学路安全対策の推進【学務課】

通学路における子どもたちの安全対策として、各小学校の通学路に防犯カメラを設置します。

⑩学校安全安心事業【庶務課】

通学路等における子どもたちの安全を確保するため、各小学校の保護者等の見守り活動を支援します。

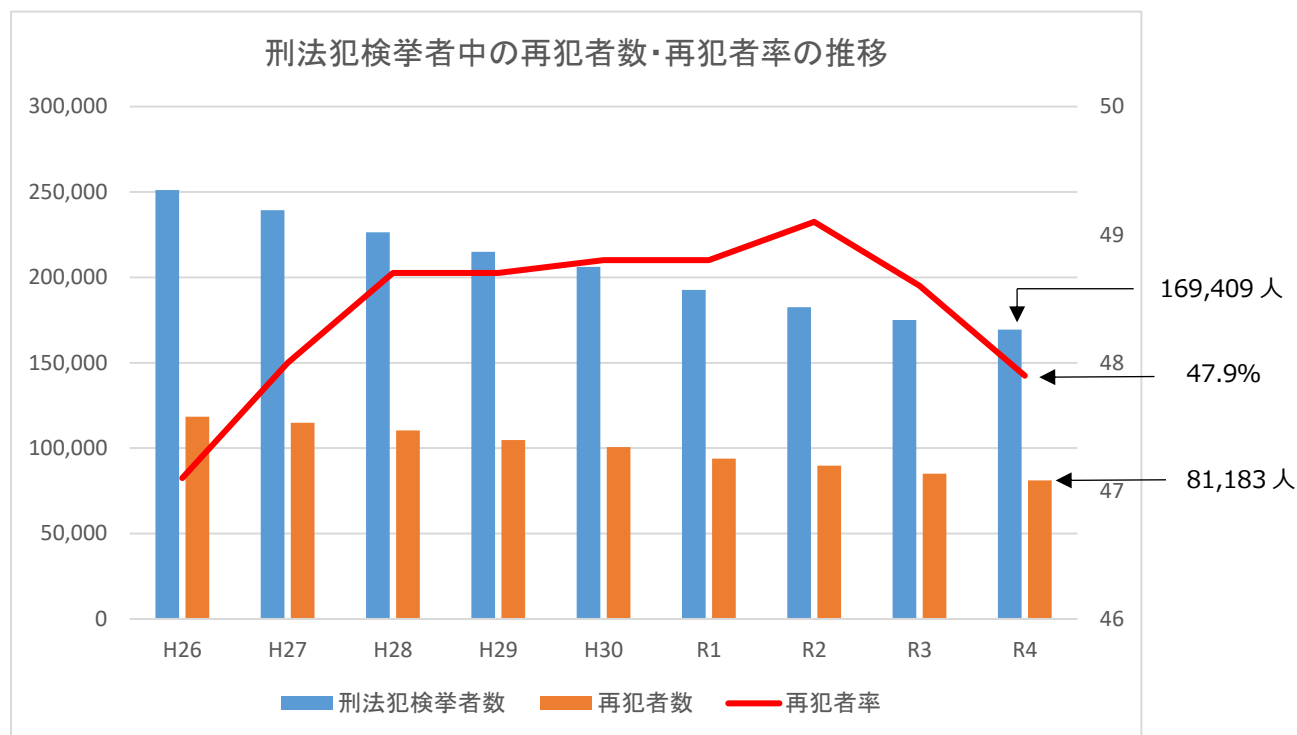
⑪安全教育の充実【指導課】

セーフティ教室、薬物乱用防止教室、スマートフォン・携帯電話等の使用に関する指導等、児童・生徒の安全教育を推進しています。また、学校における指導内容を保護者・地域にも公開し意識啓発を進め、地域ぐるみで安全対策の向上に努めています。

参考資料

1 全国の状況

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

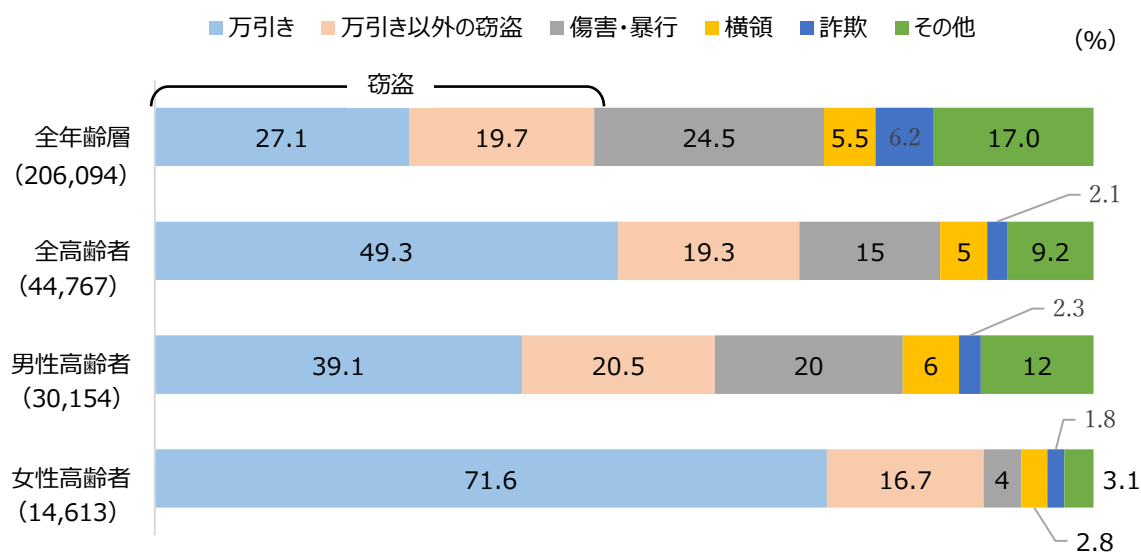


注 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

(2) 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）（令和4年）



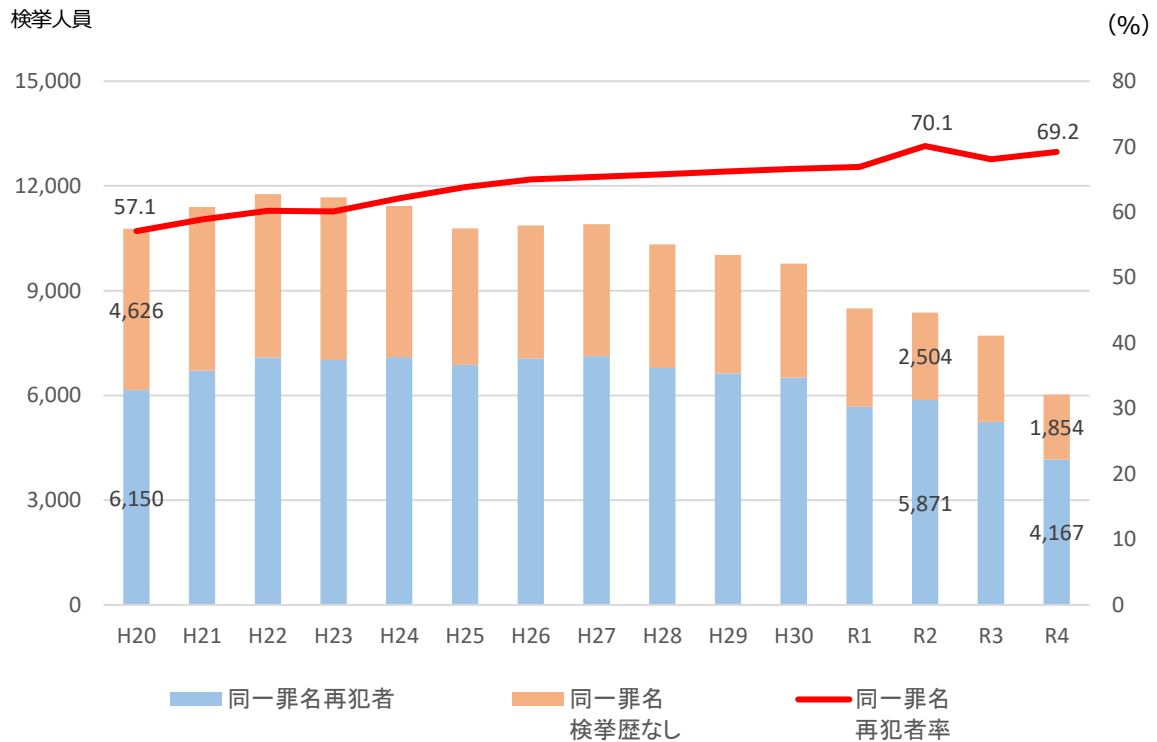
注 1 警察庁の統計による。

2 犯行時の年齢による。

3 「横領」は、遺失物横領を含む。

4 () 内は、人員である。

(3) 覚せい剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯人員等の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 検挙時の年齢による。

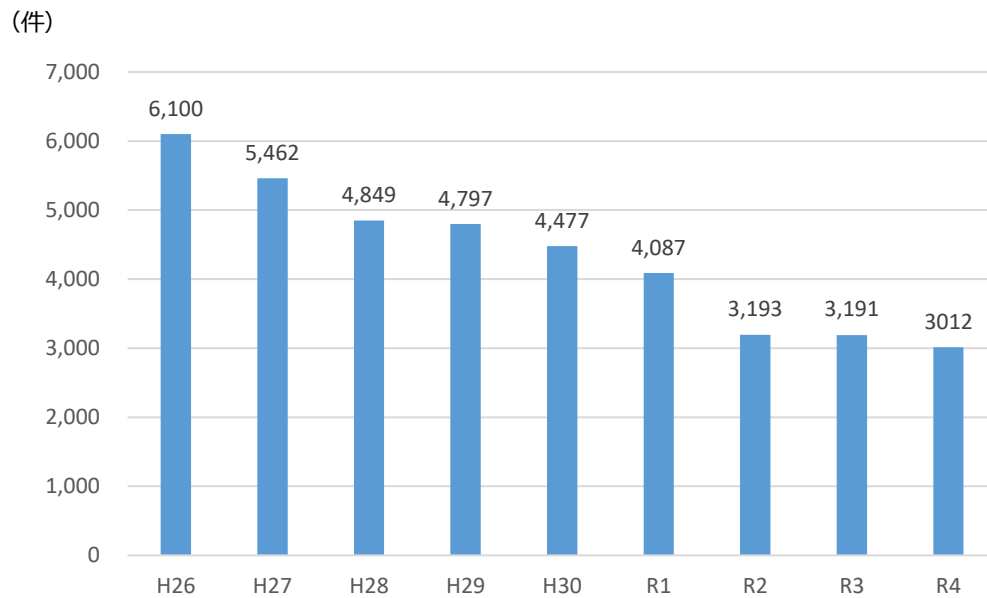
3 「同一罪名再犯者」は、前に覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反を含む。

以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚せい剤取締法違反で検挙された者をいう。

4 「同一罪名再犯者率」は、覚せい剤取締法違反の成人検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

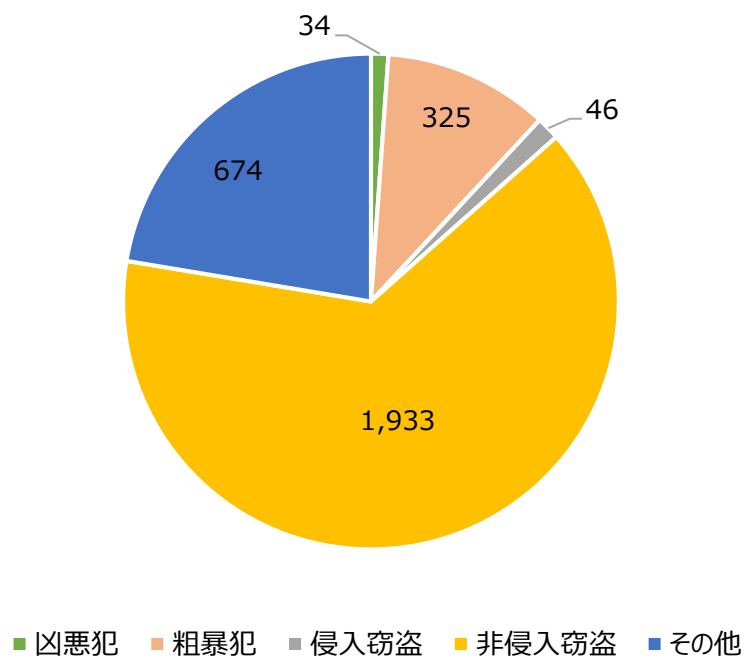
2 豊島区の状況

(1) 豊島区内における刑法犯認知件数



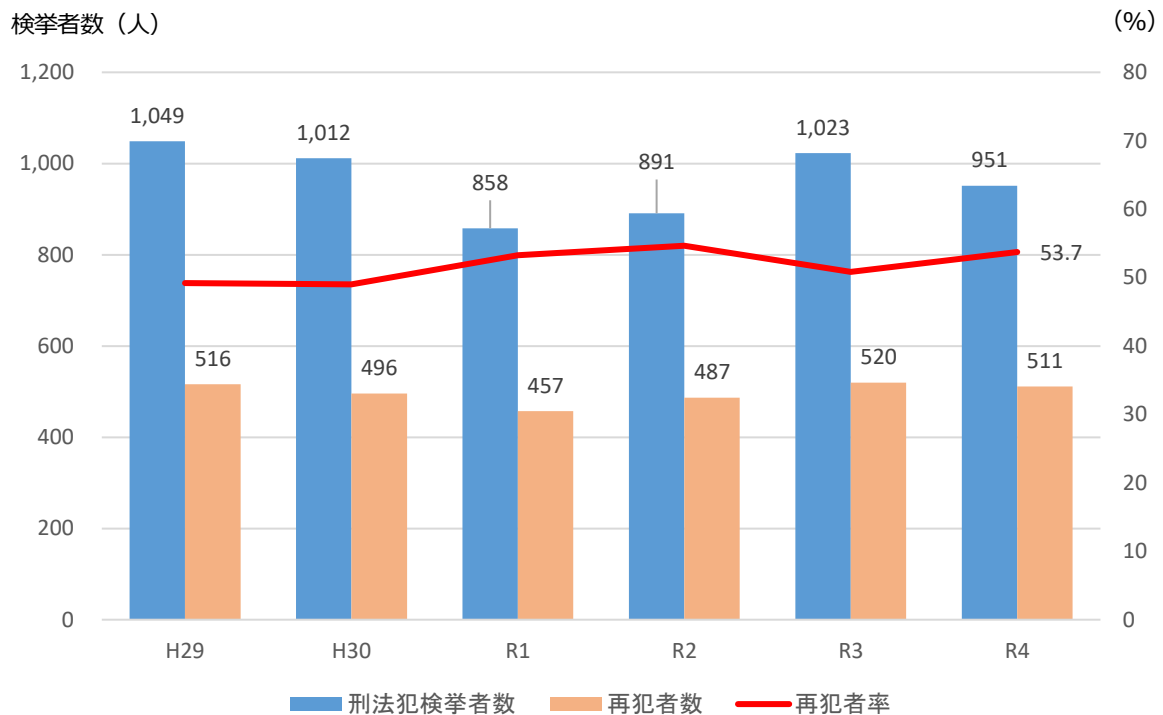
(出典：「警視庁の統計」より)

(2) 豊島区 罪種別刑法犯認知件数（令和4年・合計3,012件）の構成



(出典：「警視庁の統計」より)

(3) 豊島区内における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



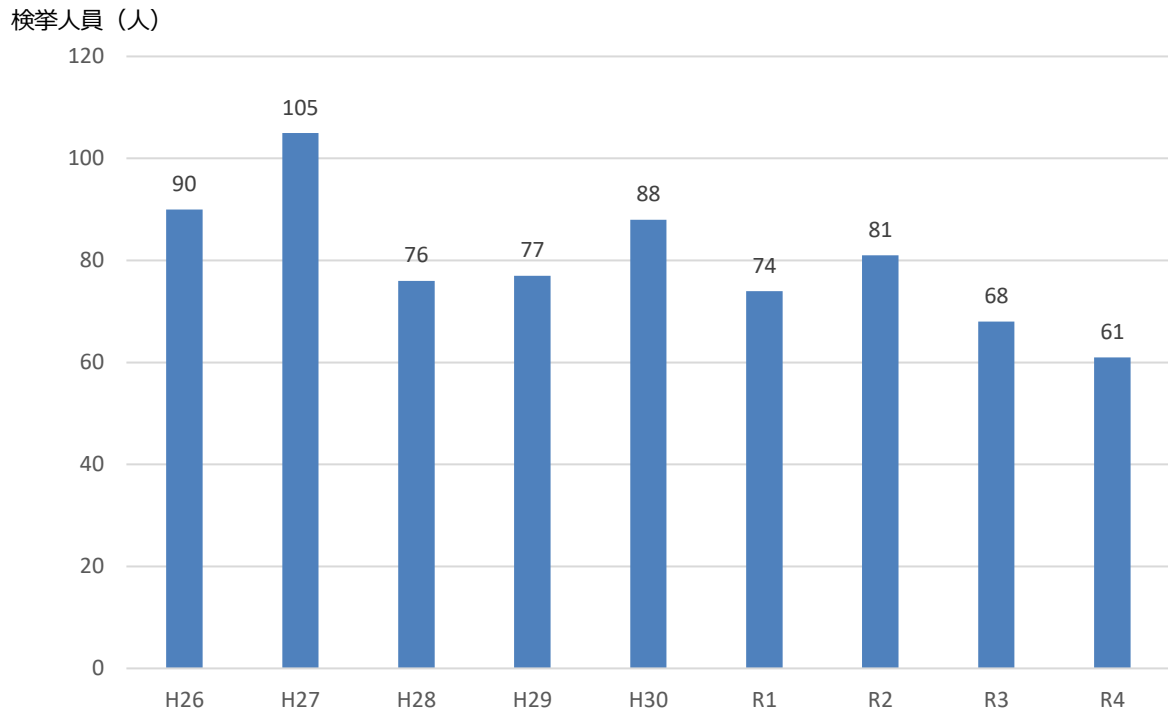
注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）

の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

（出典：法務省統計データより）

2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

(4) 豊島区 覚せい剤取締法違反 検挙人員



（出典：「警視庁の統計」より）

3 関係法令および国・東京都の再犯防止推進計画（概要）

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

（出典：「法務省 HP」より）

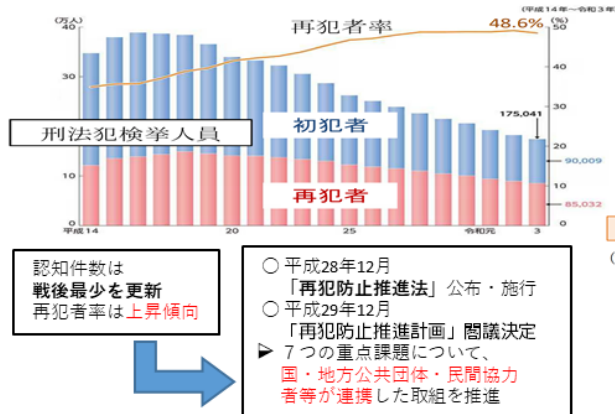
【国】第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - ▶矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - ▶更生保護施設による訪問支援事業の開始（R3.10～）
- 地方公共団体との連携強化
 - ▶「地域再犯防止推進モデル事業」の実施（H30～R2）
 - ▶地方再犯防止推進計画の策定支援（402団体に策定済み（R4.10.1））
- 民間協力者の活動の促進
 - ▶民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用¹の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再犯者数及び再犯率

（参考：「法務省 HP」より）

第二次東京都再犯防止推進計画の概要

計画の位置づけ

- ・再犯防止推進法（平成28年12月施行）に基づき、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）を策定
- ・第一次計画に基づく取組の検証を踏まえるとともに、国の第二次計画（令和5年3月策定）を勘案し、第二次計画を策定
- ・計画期間：令和6年度から令和10年度まで

基本的な方向性

- ① 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化
- ② 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供
- ③ 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現

主な取組

1 就労・住居の確保等

【就労の確保等】

- ・ソーシャルファームの創設を促進（産業労働局）

【住居の確保等】

- ・公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用（住宅政策本部）

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

【高齢者又は障害のある者等への支援等】

- ・「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施（福祉局）

【薬物依存を有する者への支援等】

- ・区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援（福祉局、保健医療局、警視庁）

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

- ・都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成（生活文化スポーツ局）

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等

- ・犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置（生活文化スポーツ局）

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓蒙活動の推進等

- ・再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供（生活文化スポーツ局）
- ・保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成（生活文化スポーツ局）
- ・国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施（福祉局）

6 再犯防止のための連携体制の強化等

- ・「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化（生活文化スポーツ局）
- ・「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催（生活文化スポーツ局）
- ・区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等（生活文化スポーツ局）

（参考：「東京都 HP」より）

4 検討経過

	内 容
令和 6 年 11 月 14 日	第 1 回 生活安全協議会再犯防止推進部会（書面開催） ・ 計画素案の検討
12 月 11 日～ 令和 7 年 1 月 8 日	パブリックコメントの実施 ※ 提出意見数：3 件
1 月 20 日	第 2 回 生活安全協議会再犯防止推進部会（書面開催） ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 計画素案の修正→計画（案）へ
2 月 20 日	第 1 回 生活安全協議会 ・ 第二次豊島区再犯防止推進計画の修正案検討
3 月 11 日	パブリックコメント実施結果および計画公表

豊島区再犯防止推進計画

(令和7年度～令和11年度)

発行：豊島区

編集：総務部防災危機管理課

福祉部福祉総務課

子ども家庭部子ども若者課

〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

電話 03-3981-1111 (代表)

<http://www.city.toshima.lg.jp/>

令和7年2月発行

